

・公務員

	対象者	申請要否	ご案内送付時期	支給時期
初回	—	—	—	—
2回目	①本市在住の本市公務員の方 (令和7年10月に支給済み及び令和7年10月1日以降10月31日までの出生による児童手当受給者)	申請不要	令和8年2月20日	令和8年3月12日
3回目	①本市在住の本市公務員の方 (令和7年11月以降令和8年1月の出生による児童手当受給者で、現在も児童手当受給者等) ②本市在住の他所属公務員の方 (令和7年10月に勤務先にて児童手当支給済みの方で、大阪市行政オンラインシステムで物価高対応子育て応援手当の申請が完了している方)	①申請不要 ②申請必要	令和8年3月中旬	令和8年3月下旬
4回目以降	①本市在住の本市公務員の方 (令和8年2月以降令和8年3月の出生による児童手当受給者で、現在も児童手当受給者) ②郵便返戻や口座不能等により住所・振込口座等の確認を終えた方 ③本市在住の他所属公務員の方 (令和7年11月以降令和8年3月の出生による児童手当受給者で、現在も児童手当受給者で、大阪市行政オンラインシステムで物価高対応子育て応援手当の申請が完了している方)	②③申請必要 ①申請不要	令和8年3月下旬以降、順次送付予定	令和8年4月以降、順次支給予定

(注) ご案内送付時期及び支給時期については、前後する場合がございます。

(注) 申請手続きいただいた方についても、審査状況によりご案内送付時期及び支給時期が前後する場合がございます。

(注) 離婚等により児童手当の受給者変更をされている場合は、物価高対応子育て応援手当についても申請が必要です。